

第14回東海第二地域原子力防災協議会作業部会

1. 日 時

令和6年2月21日（水） 14：30～15：20

2. 場 所

茨城県庁 ※テレビ会議併用

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、海上保安庁
- (2) 関係自治体等 : 茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、高萩市、笠間市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、茨城県警察本部
- (3) オブザーバー : 日本原子力発電株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 林崎地域原子力防災推進官、桐原参事官補佐
海野専門官、岡本専門官、豊川主査、鎌倉主査、
水越主査付、足立防災専門官

4. 議 題

- (1) 避難所確保に係る取り組みの現状及び今後の方針について
- (2) その他

5. 配付資料

- ・議事次第、配布資料一覧、出席機関一覧
- ・資料1 避難所確保に係る取り組みの現状及び今後の方針について
- ・資料2 原子力災害時の屋内退避に関する論点

6. 概 要

- (1) 避難所確保に係る取り組みの現状及び今後の方針について
 - 茨城県から、資料1に基づき説明があった。
 - 水戸市から、発災時には、避難元自治体職員は当該自治体内での対応が中心となり、避難先自治体での避難所の開設まで手が回らなくなることも想定されるため、避難先自治体での初期対応に当たっては、国、茨城県等の協力が必要である旨の発言があり、国及び茨城県から、承知した旨の回答があった。
 - 東海村から、避難元自治体職員が避難先自治体に到着するまでには時間を要するため、特に民間施設の避難所の運営主体を事前に整理する必要

がある旨の言及があり、茨城県から、今後検討していく旨の回答があった。

○水戸市から、民間施設等の確保に当たっては、全ての施設を対象とするのではなく、施設の収容人数の規模や駐車場の有無など、一定の要件を設けた方がよいのではないかと、また、資料にあるように、国・県で確認書まで取り交わしてから避難元市町村に振られても困る、全てを国・県で調整するか、もしくは基本条件の確認の段階から避難元自治体の意見を聞いていただきたい旨の言及があり、茨城県から、施設規模の大小にかかわらず、まずは避難所確保に取り組んでいる旨及び情報提供については承知した旨の回答があった。また、茨城県から、県内で新たな避難所確保を進めていくほか、県外における避難所確保のための調整もあわせて進めていきたい旨の発言があった

○内閣府から、以下の点について言及があった。

- ・民間施設等を活用しながら、避難所の不足分を確保していくという基本的な方針についてはご了承いただけたかと思うが、民間施設を多用すると避難所数が増えることによって、当該施設を運営するマンパワー不足を招きかねない側面等もある。
- ・上記の点を踏まえると、住民の避難の実施に当たっては、避難元自治体職員がいる基幹避難所にまず集まっていた上で、たどり着ける避難所を順次開設・案内していく、いわゆる「ターミナル方式」を採用することが一定程度合理的であると考えられる。
- ・民間施設等の利用が最小限で済むよう、国及び県で調整を進めるが、各自治体の状況に鑑みて、必要であればターミナル方式の採用についても検討をお願いしたい。

(2) 原子力災害時の屋内退避に関する論点について

○原子力規制庁から、資料2に基づき説明があった。

○茨城県から、検討チームへの自治体職員の参画の可能性等について質問があり、原子力規制庁から、構成員については、オンサイト、オフサイト、自然災害関連有識者、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者を予定しており、自治体からの参画についても検討している旨の回答があった。

○茨城県から、検討チームの検討スケジュールについて質問があり、原子力規制庁から、1年程度を見込んでおり、またその検討結果も踏まえ必要に応じて原子力災害対策指針の見直しを行う旨の回答があった。

○茨城県から、昨年7月に行った茨城県から内閣府及び原子力規制庁への屋内退避の考え方に関する要望についても、今回の検討の中で適切に議

論いただきたい旨の言及があり、内閣府及び原子力規制庁から、これまでにいただいた意見についても考慮する旨の回答があった。

- 日立市から、能登半島地震の事例を踏まえると、家屋の倒壊した状況においては、全面緊急事態後における放射性物質の放出前であっても、避難や一時移転が必要になるかとの質問があり、原子力規制庁から、まずは、人命最優先の観点で自然災害への対応を優先し、次に、放射線防護対策として、退避できる避難先施設において屋内退避をしていただくことになる旨の回答があった。
- 東海村から、自然災害によって道路が寸断されることでUPZ外への避難ができなくなる場合があるが、このような点について、原子力災害対策指針に記載する方針か質問があり、原子力規制庁から、当該指針は、放射線防護に関する技術的・専門的事項についてまとめたものであるため、道路啓開等の具体的対応については盛り込まず、必要に応じて、各自治体の地域防災計画、避難計画に盛り込まれるべきものだと理解している旨の回答があった。
- 内閣府から、原子力災害対策指針の改正があった場合の地域防災計画、避難計画への影響について質問があり、原子力規制庁から、今回の検討は屋内退避の運用に関することであり、必ずしも地域防災計画等の改正を求めるものとは考えていないが、各自治体の判断により、必要に応じて改正していただく場合もあると考える旨の回答があった。
- 内閣府から、自治体は原子力災害対策指針を参考に、避難計画の中に防護措置について記載していることから、検討チームでの論点に挙げられている屋内退避の実施期間に関して当該指針の改正があれば、避難計画も改正の必要が出てくるのではないかとの質問があり、原子力規制庁から、検討チームでの議論次第であることから、現時点で回答は出来ない旨の回答があった。
- 日立市から、住民からの問い合わせに対する説明性の観点で、原子力災害対策指針では明示されていない、屋内退避指示を出している中での住民生活について、制限される部分と許容される部分を明らかにして欲しい旨の要望があり、内閣府から、当該要望については茨城県からもいただいているところであり、然るべき時期に何らかの形でお示ししたい旨の回答があった。

以上